



はちおうじし
男女共同参画センターだより

2005年6月 vol. 4

平成17年6月1日 発行

～特集～

「相談室から・・・ひとりで悩まないで」

みなさん、こんにちは！

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。
内閣府男女共同参画局では、この週間の標語を全国から募集しました。応募
総数1,662点の中から、次の標語が最優秀賞に選ばれました。

「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」



男性と女性が互いを尊重し支えあうことをめざし、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」。そして八王子市では、平成11年12月6日に「男女共同参画都市」を宣言しました。男女共同参画センターは男性と女性が、家庭で、職場で、地域で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」をめざしてさまざまな事業を行っています。

—— 「男女共同参画週間」にちなみ、男女共同参画センターでは ——

男女共同参画週間記念講演「男たちの出番～定年後、地域にどう生きる？」

6月23日(木) 午後2時～4時 クリエイトホール 10階 第2学習室

講師 「じゃおクラブ」代表 率川 清昭(いさかわ きよあき)さん

映画&トーク「カラー・パープル」

6月25日(土) 午後1時30分～5時 クリエイトホール 11階 視聴覚室

パネル展示 男女共同参画センター 交流コーナー

などを行います。詳しくは当センターまでお問い合わせください。

電話 0426-48-2230

この他、市役所本庁舎でパネル展示、生涯学習センター図書館で関連図書の展示などをおこないます。



女性のための

相談室から

ひとりで悩まないで、困ったときには相談を

人が生きていく上で悩みを持つことは自然なことです。

でも、どんな悩みも一人で抱え込んでいるとだんだん苦しくなります。悩んでいる時、一番つらいのは孤独です。そんなときは、思い切って誰かに話してみましよう。

あなたには、相談できる場所があります。

男女共同参画センターの相談は、あなたの声を真剣に受け止めます。

ともに考え、気持ちに寄り添う、そんな相談室です。

元気になる単語 「エンパワーメント」

エンパワーメント(empowerment)は直訳すると「力をつけること」ですが、技能の修得や訓練ではなく、さまざまな抑圧によって閉じ込められていた力を引き出していくことです。自分らしくいきいきと生きる力を私たちは本来、皆持っているのです。

相談でもエンパワーメントされます。自分に自信がなかったり、言いたいことが言えなかったときに、相談を通して自分の価値・意見が大切なものであることを再発見することがあります。

参画センターの相談Q&A

Q1 どんなことが相談できるの？

「夫や家族との関係がうまくいかない」「離婚を考えているけど、子どものことや今後の生活のことが不安」「出産後、気分が重く、何もやる気にならない」「職場での対人関係やストレスを抱えている」等女性の抱える、様々な悩みについて相談に無料で応じています。

Q2 相談員はどのような方ですか？話したことが他の人に知られることはありませんか？

女性問題専門の心理カウンセラー、学識経験者、保健師、弁護士で、すべて女性です。相談内容についての秘密は守ります。

Q3 仕事があって、日中、相談に行くことができないのですが…

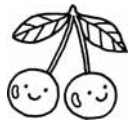
4月から夜のカウンセリングを始めました。

また、センター相談員による電話相談は、夜7時まで利用できます。

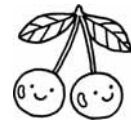
Q4 子どもがいるのですが…

ゆったりした環境で相談ができるよう1歳～就学前のお子さんをお預かりします。





こんなふうに思っていないですか？



誤解その1

「相談を受ける人は自分で解決できない弱い人だ」

支援を得ることは賢いことであって、弱いことではありません。しかし、「自分でなんでも解決しないといけない」などと思う人が多いようです。しかし、例えば一人で泳ぎきる力があっても、ボートがあればもっと早く、安全に川を渡ることができます。相談はあなたを応援するボートです。そして、そのボートをこぐのはあなたです。

誤解その2

「相談員が問題を解決してくれる」

相談員はあなたの問題の答えをもっているわけではありません。相談員はあなたが悩みを解決していく方法を探し出す手助けをしてくれます。一人で悩まなくていいのです。



誤解その3

「夫からの暴力は、妻のほうにも責任がある」

暴力を受けた妻に責任があるわけではありません。暴力は振るう側に責任があります。どのような理由があっても、問題解決の手段として暴力を選択していい理由にはなりません。

誤解その4

「子どもの頃の痴漢被害など大したことではない」

性的侵害は暴力であり、後年深刻な影響を残すことのある重大な人権侵害です。子どもに対するわいせつ行為を「いたずら」と表現されることがありますが、そのことからわかるように、子どもへの性的侵害はさして害のないこととみなされてきました。しかし、どのような性的侵害も暴力です。大したことがないことではありません。適切な助けを得て心の傷を癒していく作業は大人になった今からでも遅くはありません。



お知らせ

男女共同参画センターでは、さまざまな講座を開催しています。

今後の予定は、次のとおり。みなさん、ぜひご参加ください！ お待ちしています。

開催日時	講座内容	広報掲載号 (予定)	申込開始 (予定)
7/2 から 12/17 の土曜日(全 10 回) 午後	八王子の女性史	6/15 号	6/15
9/8 から 10/13 の毎週木曜日 午後	アサーティブネス(自己表現) ・トレーニング	8/15 号	8/15

これ以降も、ただいま計画中です。広報やホームページで随時お知らせいたします。

ほっとタイムサービスのご案内

クリエイイトホール内の公民館・生涯学習センターを利用し自主的な活動をされる方・生涯学習センター図書館を利用される方で、満1歳～6歳までのお子さんをお持ちの方！学習をされている間、お子さんをお預かりします。ぜひご利用ください。（登録、予約が必要です）

学園都市大学（いちょう塾）の一部講座については利用可能となっております。

毎週 水・金・土曜日 午前9時から12時

毎週 火・木曜日 午後1時から5時



詳細については、男女共同参画センターまでお問い合わせください。



女性の相談室



一人で悩まないで。困ったときは相談を。

専用電話 48-2234

- ・ プライバシーは守ります。
- ・ 相談はいつでも無料です。
- ・ 託児（1歳～未就学児）は予約制です。

専門相談 * 予約が必要です。

夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係の悩み、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安、女性の人権に関わる法律や裁判の相談に、専門の女性相談員が応じます。（祝日を除く）

女性のための相談・カウンセリング
カウンセリング（心理カウンセラー）

水・土曜日：午前9時～正午

第2木・第4月曜日：午後5時～午後8時

女性のための相談（専門相談員）

木曜日：午後1時～午後4時

女性のための保健相談（保健師）

第3金曜日：午前9時30分～11時30分

女性のための弁護士相談（弁護士）

奇数月第4土曜日：午後2時～午後5時

電話相談

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。

毎週月曜～土曜日：午前9時～午後7時

男女共同参画センター

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 0426-48-2230

（相談専用）0426-48-2234

ファックス 0426-44-3910

メール shiminkatsudo@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatsudo/sankaku/sankakutop.htm>

開館時間

月～土曜日 9:00～19:00

日曜日 9:00～17:00

休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

毎月第1火曜日（館内点検日）



クリエイイトホールまでは・・

JR八王子駅から徒歩4分

京王八王子駅から徒歩4分

駐車場はありませんので、車でお越しの方は八王子駅北口地下駐車場（有料）などをご利用ください。

編集・発行 八王子市男女共同参画センター